

令和6年度 長崎本線沿線地域振興事業費補助金 募集要項

1 補助金の目的

鹿島市、江北町、白石町及び太良町（以下「長崎本線沿線地域」という。）において、鉄道駅を起点とした2次交通対策並びに鉄道駅及びその周辺を地域で活用するための施設設備の整備に係る取組を支援することにより、当該地域への新たな人の流れの創出や周遊の促進、長崎本線の利便性向上を図ることを目的とする。

2 応募資格

補助金の対象者（以下「補助事業者」という。）は、長崎本線沿線地域の自治体及び当該地域内で活動を行う団体（観光協会、まちづくり団体、民間事業者等）とする。

ただし、補助事業者は、自団体の役員その他経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象事業

- (1) 鉄道駅を起点とした移動手段の導入及び拡充に係る事業
- (2) 鉄道駅及びその周辺を地域で活用するための施設設備の整備に係る事業

※(2)の対象事業のみ応募を受け付けます。

4 補助対象経費及び補助率等

別表のとおり

5 応募の手続

- (1) 補助対象期間、募集期間、提出書類、提出部数

ア 補助対象期間

補助金の交付決定を行った日から令和7年2月28日（金）まで

イ 募集期間

令和6年4月5日（金）～令和6年4月26日（金）

※応募等の状況によっては、追加募集を行います。

※応募は、1応募者につき1件限りです。

ウ 提出書類

- ・応募用紙
- ・見積書等の事業に要する経費の積算が分かる資料
- ・誓約書

エ 提出部数

- ・1部（提出された書類は返却しません）

(2) 応募先・問い合わせ先

募集期間内に下記あて（1）ウの提出書類を電子メール、郵送又は持参により提出

〒840-8570

佐賀市内1-1-59 佐賀県庁新館7階南

佐賀県交通政策課 鉄道活用推進担当 廣澤

TEL：0952-25-7341 FAX：0952-25-7142

e-mail：koutsuuseisaku@pref.saga.lg.jp（所属）

6 事業の採択

募集期間終了後、応募内容について、総合的に審査を行い、採択の可否を決定します。

7 留意事項

- (1) 補助金の交付及びその条件は、別に定める「長崎本線沿線地域振興事業費補助金交付要綱」に基づきます。
- (2) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- (3) 原則として、補助金の交付決定日より前に契約、発注等を行った事業は対象となりません。
- (4) 審査の結果、採択されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしてください。
- (5) 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止します。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
1 鉄道駅を起点とした移動手段の導入及び拡充に係る事業	(1) 移動手段の導入又は拡充に要する経費 (2) 交通課題の解決に向けた実証実験に要する経費 (3) 移動手段の利用促進に要する経費 (4) その他知事が必要と認める経費 【例】 (1)-1 レンタサイクル事業を開始するための自転車やラックの購入経費 (1)-2 レンタサイクル事業に用いている既存の自転車へのチャイルドシートの設置経費 (2) 駅を起点としたMaasの実証実験の実施経費 (3) レンタサイクル事業を周知するためのPRイベントの実施経費	・導入、実証実験に係る事業の場合 10分の10	50万円
		・拡充、利用促進に係る事業の場合 2分の1	
2 鉄道駅及びその周辺を地域で活用するための施設設備の整備に係る事業	(1) 鉄道駅及びその周辺を地域で活用するための施設設備の整備に要する経費 (2) その他知事が必要と認める経費 【例】 (1) 机などの備品購入経費 (2) 施設整備費（基本計画策定や設計に係る経費も含む）	・補助金対象者が自治体の場合 2分の1 ・上記以外の場合 3分の2	100万円

備考

- 1 補助上限額は、1補助事業者当たりの額とする。
- 2 補助額は、1,000円未満を切り捨てた額とし、交付決定後の増額は認めない。
- 3 次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除外する。
 - (1) 対象事業の実施に直接必要がない経費
 - (2) 対象事業に係る経費として明確に区分できない経費
 - (3) 使途、単価、数量等が明確に確認できない経費
 - (4) 人件費及び食糧費（会議及び作業に係るお茶代は除く）
 - (5) ポイント、クーポン、商品券、小切手、手形により支払った経費
 - (6) オークションにより購入した物の経費
 - (7) 振込等の各種手数料
 - (8) 宗教活動又は政治活動を目的とする経費
 - (9) 出資・出損・貸付及び不動産取得に要する経費
 - (10) その他知事が不相当と認める経費